

議案第 39 号

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の  
制定について

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次の  
ように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
(山陽小野田市住民投票条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市住民投票条例（平成 18 年山陽小野田市条例第 7 号）の  
一部を次のように改正する。

第 1 条中「協働」を「協創」に改める。

(山陽小野田市安全安心まちづくり条例の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市安全安心まちづくり条例（平成 18 年山陽小野田市条例  
第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「協働することにより」を「協創により取り組むことで」に改め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号参考資料

山陽小野田市住民投票条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について市民の意思を問う住民投票の精度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政との協創によるまちづくりを推進することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について市民の意思を問う住民投票の精度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。</p>

山陽小野田市安全安心まちづくり条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たしつつ協創により取り組むことで、推進しなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たしつつ協働することにより、推進しなければならない。</p>